

教育職員免許法及び同法施行規則の改正について

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課 教員免許企画室



文部科学省

再課程認定の状況(教員養成に関する近年の政策動向について)

教員養成に関する課題

必要単位数が法律に規定されており、新たな教育課題が生じても速やかな単位数の変更が困難

学校現場の状況の変化や教育を巡る環境の変化に対応した教職課程になっていない

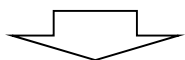
大学教員の研究的関心に偏った授業が展開される傾向があり、教員として必要な学修が行われていない

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について
(平成27年12月中央教育審議会答申)

■教職課程の科目区分の大括り化 ■新たな教育課題等への対応するための履修内容の充実 ■教職課程コアカリキュラムの作成

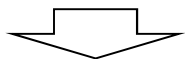
教育職員免許法の改正 (平成28年11月)

■「教科に関する科目(大学レベルの学問的・専門的内容)」、
「教職に関する科目(児童生徒への指導法等)」等の科目区分を統合



教育職員免許法施行規則の改正 (平成29年11月)

■学校現場で必要とされる知識や技能を養成課程で獲得できるよう、
教職課程の内容を充実。
■あわせて、省令上の科目区分も大括り化し、大学の判断で、
教科に関する専門的な内容とその指導法等の複数の事項の
内容を組み合わせた授業を行うことを可能に。



教職課程コアカリキュラムの作成 (平成29年11月)

■教育職員免許法及び同施行規則に基づき全国すべての大学の
教職課程で共通的に修得すべき資質能力を明確化。
■大学(養成)、教育委員会等(採用・研修)、文部科学省(行政)等の
関係者が活用することにより全国的な教員の資質能力の水準向上。

免許法改正のイメージ(小学校教諭1種免許状の場合) (改正前) (改正後)

教科に関する科目	○単位
教職に関する科目	○単位
教科又は教職に関する科目	○単位



教科及び教職に関する科目 ○単位

教職課程に新たに加える内容の例

・特別支援教育の充実 総合的な学習の時間の指導法 ・学校体験活動
・アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善 ・ICTを用いた指導法
・外国語教育の充実 ・チーム学校への対応 ・学校安全への対応
・学校と地域との連携 ・道德教育の充実 ・キャリア教育 等

教職課程コアカリキュラムの例(各教科の指導法の場合)

全体目標	教科における教育目標等について理解し、学習指導要領の内容と背景となる学問とを関連させて理解を深めるとともに、授業設計を行う方法を身に付ける。
一般目標	具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。
到達目標	学習指導案の構成を理解し、具体的な授業を想定した授業計画と学習指導案を作成できる。 模擬授業の実施とその振り返りを通して、授業改善の視点を身に付けている。

スケジュール(平成30年8月現在)

免許法及び施行規則の改正に伴い、平成31年度より新教職課程が開始することとなるため、平成30年4月1日までに認定を受けた教職課程については、改めて平成30年度中に認定を受ける必要がある。

27年度

- ・ 中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」【12月】

28年度

- ・ 教職課程コアカリキュラムの検討【8月中旬～】
- ・ 教育職員免許法の一部改正【11月】

29年度

- ・ 教育職員免許法施行規則の改正【11月】
- ・ 教職課程コアカリキュラムの策定【11月】
- ・ 教職課程認定基準等の改正【11月】→再課程認定の手引き(確定版)の配布
- ・ 再課程認定説明会(8回:北海道, 東北, 東京, 関東, 中部, 近畿, 中四国, 九州)【7月10日～8月28日】
- ・ 事前相談【10月下旬～平成30年3月上旬】→申請書提出【平成30年3～4月】

30年度

- ・ 事務局による申請書の確認【5月～7月】→中教審への諮問【8月】
- ・ 課程認定委員会審査【8月～12月】→大臣への答申【平成31年1月】→認定通知【平成31年2月】

31年度

- ・ 新課程の開始【4月～】

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令案について(概要)

0. 教育職員免許法の改正(平成28年11月)

法律上の科目区分を統合(総単位数は変更なし)

【教諭】 ①教科に関する科目、②教職に関する科目、③教科又は教職に関する科目 ⇒ 教科及び教職に関する科目

【養護教諭】 ①養護に関する科目、②教職に関する科目、③養護又は教職に関する科目 ⇒ 養護及び教職に関する科目

【栄養教諭】 ①栄養に係る教育に関する科目、②教職に関する科目、③栄養に係る教育又は教職に関する科目 ⇒ 栄養に係る教育及び教職に関する科目

1. 施行規則改正の基本的な考え方

平成27年12月21日中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」で示された教職課程の見直しのイメージに基づき、科目及び科目に含めることが必要な事項を改める。養護教諭・栄養教諭は教諭の見直しのイメージを準用する。

2. 施行規則上の科目区分の大括り化

【教諭】現行は8つの科目(法律上の科目区分を含む)

- ①教科及び教科の指導法に関する科目(領域及び保育内容の指導法に関する科目)、②教育の基礎的理解に関する科目、
- ③道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、④教育実践に関する科目、
- ⑤大学が独自に設定する科目

※①については、教科(領域)の内容と指導法を併せて取り扱う科目の開設が可能に。

【養護教諭／栄養教諭】現行は8つの科目(法律上の科目区分を含む)

- ①養護／栄養に係る教育に関する科目、②教育の基礎的理解に関する科目、
- ③道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目、④教育実践に関する科目、
- ⑤大学が独自に設定する科目

3. 施行規則上の事項の改正

＜新たに独立した事項を設けるもの＞

特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(1単位以上修得)、総合的な学習の時間の指導法

＜事項の内容を追加するもの＞

チーム学校への対応、学校と地域との連携、学校安全への対応、カリキュラム・マネジメント、キャリア教育

※保育内容の指導法、各教科の指導法、教育課程の意義及び編成の方法、教育の方法及び技術、道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法にはアクティブ・ラーニングの視点等を取り入れること

各教科・保育内容の指導法については、情報機器及び教材の活用を含むこととする

＜大学の判断により事項に加えることを可能とした内容＞

学校インターンシップ(学校体験活動)(幼稚園・小学校・中学校の教諭、養護教諭は2単位まで。高等学校教諭、特別支援学校教諭は1単位まで。)※教育実習に学校体験活動の単位を含めた場合、他の学校種の免許状取得における教育実習の単位の流用はできない。

4. 幼稚園教諭

- 教科に関する科目(小学校の国語、算数、生活、音楽、図画工作、体育)
→ 領域に関する専門的事項(幼稚園教育要領で定める健康、人間関係、環境、言葉、表現)
※平成34年度までは従来の小学校教科による開設も可能とする(10. 附則参照)

5. 小学校教諭

- 教科に関する専門的事項に外国語を追加
- 各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)の履修方法
専修免許状・一種免許状 国語(書写を含む。)、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語についてそれぞれ1単位以上
二種免許状 上記のうち6以上(音楽、図画工作、体育のうち2以上を含む)についてそれぞれ1単位以上

6. 中学校教諭

- 教科に関する専門的事項のうち英語において「英米文学」を「英語文学」に改める
- 各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)の履修方法
専修免許状・一種免許状 受けようとする免許教科について8単位以上
二種免許状 受けようとする免許教科について2単位以上

7. 高等学校教諭

- 教科に関する専門的事項のうち英語において「英米文学」を「英語文学」に改める
- 各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)の履修方法
専修免許状・一種免許状 受けようとする免許教科について4単位以上

8. 大学が独自に設定する科目(教諭)

- 【教諭】※下線部は新たに追加するもの
- 専修免許状 ①教科(領域)に関する専門的事項、
②各教科(保育内容の指導法)、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、教育実践に関する科目(以下、旧教職に関する科目)
 - 一種免許状・二種免許状 ①教科(領域)に関する専門的事項、②旧教職に関する科目、
③教科(領域)に関する専門的事項に準ずる事項、④旧教職に関する科目に準ずる科目

8. 大学が独自に設定する科目（養護教諭・栄養教諭）

【養護教諭】※下線部は新たに追加するもの

専修免許状

①養護に関する科目、

②教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目、教育実践に関する科目（以下、旧教職に関する科目）

一種免許状・二種免許状

①養護に関する科目、②旧教職に関する科目、

③養護に関する科目に準ずる科目、④旧教職に関する科目に準ずる科目

【栄養教諭】

専修免許状

①栄養に係る教育に関する科目、②旧教職に関する科目

③栄養に係る教育に関する科目に準ずる科目

9. その他の改正事項

○科目名事項名の改正に伴い、学力に関する証明書等の別記様式を改める。

10. 附則

○施行期日 平成31年4月1日（一部については公布日施行）

○経過措置 ①改正前の教職課程(旧課程)で修得した教科(領域)に関する専門的事項の単位のうち、改正後の教職課程(新課程)を有する大学が適当であると認めるものは、新課程で修得した教科(領域)に関する専門的事項の単位とみなすことができる。

②旧課程で修得した教職に関する科目の単位については、それぞれ対応する新課程における科目の単位とみなすことができる。

③旧課程で修得した教科又は教職に関する科目、養護に関する科目、養護又は教職に関する科目、栄養に係る教育に関する科目、栄養に係る教育又は教職に関する科目の単位は、それぞれ、新課程で修得した大学が独自に設定する科目、養護に関する科目、大学が独自に設定する科目、栄養に係る教育に関する科目、大学が独自に設定する科目とみなすことができる。

④平成31年4月1日前に教職課程に在籍した者は、当該大学を卒業するまでは、この省令に関わらず従来の規定により、免許状授与の所要資格を得ることができる。

⑤平成31年4月1日前に幼稚園教諭の普通免許状の授与の所要資格を得させるための課程として認定を受けた課程については、平成34年度までは、この省令に関わらず、領域に関する専門的事項に係る単位の修得方法は、小学校の国語、算数、生活、音楽、図画工作、体育の教科に関する専門的事項に係る単位を修得することができることとする。

【幼稚園】

現 行

各科目に含めることが必要な事項			専修	一種	二種
教科に関する科目			6	6	4
教職に関する科目	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割			
		教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)	2	2	2
		進路選択に資する各種の機会の提供等			
	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想			
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	6	6	4
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項			
	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法			
		保育内容の指導法	18	18	12
		教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)			
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	幼児理解の理論及び方法			
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)	2	2	2
教育実習		5	5	5	
教職実践演習		2	2	2	
教科又は教職に関する科目			34	10	0
			75	51	31

見 直 し の イ メ ー ジ

■の事項は備考において単位数を設定

		各科目に含めることが必要な事項	専修	一種	二種
領域及び保育内容の指導法に関する科目	イ 領域に関する専門的事項 ロ 保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)		16	16	12
教育の基礎的理解に関する科目	イ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ロ 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校への対応を含む。) ハ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) ニ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ホ ■特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(1単位以上修得) ヘ 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		10	10	6
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	イ 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) ロ 幼児理解の理論及び方法 ハ 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		4	4	4
教育実践に関する科目	イ ■教育実習(学校インターンシップ(学校体験活動)を2単位まで含むことができる。)(5単位) ロ ■教職実践演習(2単位)		7	7	7
大学が独自に設定する科目			38	14	2
			75	51	31

※「教科に関する科目」、「教職に関する科目」、「教科又は教職に関する科目」の3区分は廃止し、総単位数以外は全て省令において規定。

※「領域及び保育内容の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」においては、アクティブ・ラーニングの視点等を取り入れること。

※教育実習に学校インターンシップ(2単位)を含む場合には、他の学校種の免許状取得における教育実習の単位流用(3単位)を認めない。

【小学校】

現 行

見 直 し の イ メ ー ジ

■の事項は備考において単位数を設定

各科目に含めることが必要な事項			専修	一種	二種
教科に関する科目 ※国語(書写を含む。)、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育のうち一以上について修得すること			8	8	4
教職に関する科目	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割			
		教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)	2	2	2
		進路選択に資する各種の機会の提供等			
	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想			
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	6	6	4
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項			
	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法			
		各教科の指導法(一種:2単位×9教科、二種:2単位×6教科)			
		道徳の指導法(一種:2単位、二種:1単位)	22	22	14
		特別活動の指導法			
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)			
		生徒指導の理論及び方法			
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)	4	4	4
		進路指導の理論及び方法			
	教育実習		5	5	5
	教職実践演習		2	2	2
教科又は教職に関する科目			34	10	2
			83	59	37

各科目に含めることが必要な事項			専修	一種	二種
イ 教科に関する専門的事項※「外国語」を追加。 ロ ■各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)(各教科それぞれ1単位以上修得) ※「外国語の指導法」を追加。			30	30	16
イ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ロ 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校への対応を含む。) ハ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) ニ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ホ ■特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(1単位以上修得) ヘ 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)			10	10	6
イ ■道徳の理論及び指導法(一種:2単位、二種:1単位) ロ 総合的な学習の時間の指導法 ハ 特別活動の指導法 ニ 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) ホ 生徒指導の理論及び方法 ヘ 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)			10	10	6
イ ■教育実習(学校インターンシップ(学校体験活動)を2単位まで含むことができる。)(5単位) ロ ■教職実践演習(2単位)			7	7	7
大学が独自に設定する科目			26	2	2
			83	59	37

※「教科に関する科目」、「教職に関する科目」、「教科又は教職に関する科目」の3区分は廃止し、総単位数以外は全て省令において規定。

※「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」においては、アクティブ・ラーニングの視点等を取り入れること。

※教育実習に学校インターンシップ(2単位)を含む場合には、他の学校種の免許状取得における教育実習の単位流用(3単位)を認めない。

【中学校】

現 行

各科目に含めることが必要な事項			専修	一種	二種
教科に関する科目			20	20	10
教職に関する科目	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割			
		教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)	2	2	2
		進路選択に資する各種の機会の提供等			
	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想			
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	6	6	4
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項			
	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法			
		各教科の指導法			
		道徳の指導法(一種:2単位、二種:1単位)	12	12	4
		特別活動の指導法			
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)			
		生徒指導の理論及び方法			
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)	4	4	4
		進路指導の理論及び方法			
	教育実習		5	5	5
	教職実践演習		2	2	2
教科又は教職に関する科目			32	8	4
			83	59	35

見 直 し の イ メ ー ジ

■の事項は備考において単位数を設定

各科目に含めることが必要な事項			専修	一種	二種
教科及び教科の指導法に関する科目			28	28	12
教育の基礎的理解に関する科目			10	10	6
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目			10	10	6
教育実践に関する科目			7	7	7
大学が独自に設定する科目			28	4	4
			83	59	35

※「教科に関する科目」、「教職に関する科目」、「教科又は教職に関する科目」の3区分は廃止し、総単位数以外は全て省令において規定。

※「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」においては、アクティブ・ラーニングの視点等を取り入れること。

※教育実習に学校インターンシップ(2単位)を含む場合には、他の学校種の免許状取得における教育実習の単位流用(3単位)を認めない。

【高等学校】

現 行

見 直 し の イ メ ー ジ

■の事項は備考において単位数を設定

		各科目に含めることが必要な事項	専修	一種
教科に関する科目			20	20
教職に関する科目	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割		
		教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)	2	2
		進路選択に資する各種の機会の提供等		
	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	6	6
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		
	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法		
		各教科の指導法		
		特別活動の指導法	6	6
		教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)		
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法		
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)	4	4
		進路指導の理論及び方法		
	教育実習		3	3
	教職実践演習		2	2
教科又は教職に関する科目			40	16
			83	59

		各科目に含めることが必要な事項	専修	一種
教科及び教科の指導法に関する科目		イ 教科に関する専門的事項 ロ ■各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)(一定の単位数以上修得すること)	24	24
教育の基礎的理解に関する科目		イ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ロ 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校への対応を含む。) ハ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) ニ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ホ ■特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(1単位以上修得) ヘ 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	10	10
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		イ 総合的な学習の時間の指導法 ロ 特別活動の指導法 ハ 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) ニ 生徒指導の理論及び方法 ホ 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)	8	8
教育実践に関する科目		イ ■教育実習(学校インターンシップ(学校体験活動)を1単位まで含むことができる。)(3単位) ロ ■教職実践演習(2単位)	5	5
大学が独自に設定する科目			36	12
			83	59

※「教科に関する科目」、「教職に関する科目」、「教科又は教職に関する科目」の3区分は廃止し、総単位数以外は全て省令において規定。

※「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」においては、アクティブ・ラーニングの視点等を取り入れること。

※教育実習に学校インターンシップ(1単位)を含む場合には、他の学校種の免許状取得における教育実習の単位流用(2単位)を認めない。

【養護教諭】

現 行

		各科目に含めることが必要な事項	専修	一種	二種
養護に関する科目	衛生学及び公衆衛生学(予防医学を含む。)		4	4	2
	学校保健		2	2	1
	養護概説		2	2	1
	健康相談活動の理論及び方法		2	2	2
	栄養学(食品学を含む。)		2	2	2
	解剖学及び生理学		2	2	2
	「微生物学、免疫学、薬理概論」		2	2	2
	精神保健		2	2	2
	看護学(臨床実習及び救急処置を含む。)		10	10	10
教職に関する科目	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割			
		教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)	2	2	2
		進路選択に資する各種の機会の提供等			
	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想			
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	4	4	2
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項			
	教育課程に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法			
		道徳及び特別活動に関する内容	4	4	2
		教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)			
	生徒指導及び教育相談に関する科目	生徒指導の理論及び方法			
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)	4	4	2
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)			
	養護実習		5	5	4
教職実践演習		2	2	2	
養護又は教職に関する科目			31	7	4
			80	56	42

見 直 し (案)

■の事項は備考において単位数を設定

		各科目に含めることが必要な事項	専修	一種	二種
養護に関する科目	衛生学及び公衆衛生学(予防医学を含む。)		4	4	2
	学校保健		2	2	1
	養護概説		2	2	1
	健康相談活動の理論及び方法		2	2	2
	栄養学(食品学を含む。)		2	2	2
	解剖学及び生理学		2	2	2
	「微生物学、免疫学、薬理概論」		2	2	2
	精神保健		2	2	2
	看護学(臨床実習及び救急処置を含む。)		10	10	10
教育の基礎的理解に関する科目	イ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ロ 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校への対応を含む。) ハ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) ニ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ホ ■特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(1単位以上修得) ヘ 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		8	8	5
	イ 道徳、特別活動及び総合的な学習の時間に関する内容 ロ 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) ハ 生徒指導の理論及び方法 ニ 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)		6	6	3
教育実践に関する科目	イ ■養護実習(学校インターンシップ(学校体験活動)を2単位まで含むことができる。)(5単位) ロ ■教職実践演習(2単位)		7	7	6
大学が独自に設定する科目			31	7	4
			80	56	42

※「養護に関する科目」、「教職に関する科目」、「養護又は教職に関する科目」の3区分は廃止し、総単位数以外は全て省令において規定。

※「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」においては、アクティブ・ラーニングの視点等を取り入れること。

【栄養教諭】

現 行

		各科目に含めることが必要な事項	専修	一種	二種
栄養に係る教育に関する科目	栄養教諭の役割及び職務内容に関する科目		4	4	2
	幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項				
	食生活に関する歴史的及び文化的事項並びに職に関する指導の方法に関する事項				
教職に関する科目	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割	2	2	2
		教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)			
		進路選択に資する各種の機会の提供等			
	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	4	4	2
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)			
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項			
	教育課程に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	4	4	2
		道徳及び特別活動に関する内容			
		教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)			
	生徒指導及び教育相談に関する科目	生徒指導の理論及び方法	4	4	2
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法			
栄養実習		2	2	2	
教職実践演習		2	2	2	
栄養に係る教育又は教職に関する科目			24	0	0
			46	22	14

見 直 し (案)

■の事項は備考において単位数を設定

各科目に含めることが必要な事項		専修	一種	二種
栄養に係る教育に関する科目	栄養教諭の役割及び職務内容に関する科目			
	幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項	4	4	2
	食生活に関する歴史的及び文化的事項並びに職に関する指導の方法に関する事項			
教育の基礎的理解に関する科目	イ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ロ 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校への対応を含む。) ハ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) ニ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ホ ■特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(1単位以上修得) ヘ 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)			
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	イ 道徳、特別活動及び総合的な学習の時間に関する内容 ロ 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) ハ 生徒指導の理論及び方法 ニ 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)			
教育実践に関する科目	イ ■栄養教育実習(2単位) ロ ■教職実践演習(2単位)			
大学が独自に設定する科目		24	0	0
		46	22	14

※「栄養に係る教育に関する科目」、「教職に関する科目」、「栄養に係る教育又は教職に関する科目」の3区分は廃止し、総単位数以外は全て省令において規定。

※「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」においては、アクティブ・ラーニングの視点等を取り入れること。

新法と旧法の適用①

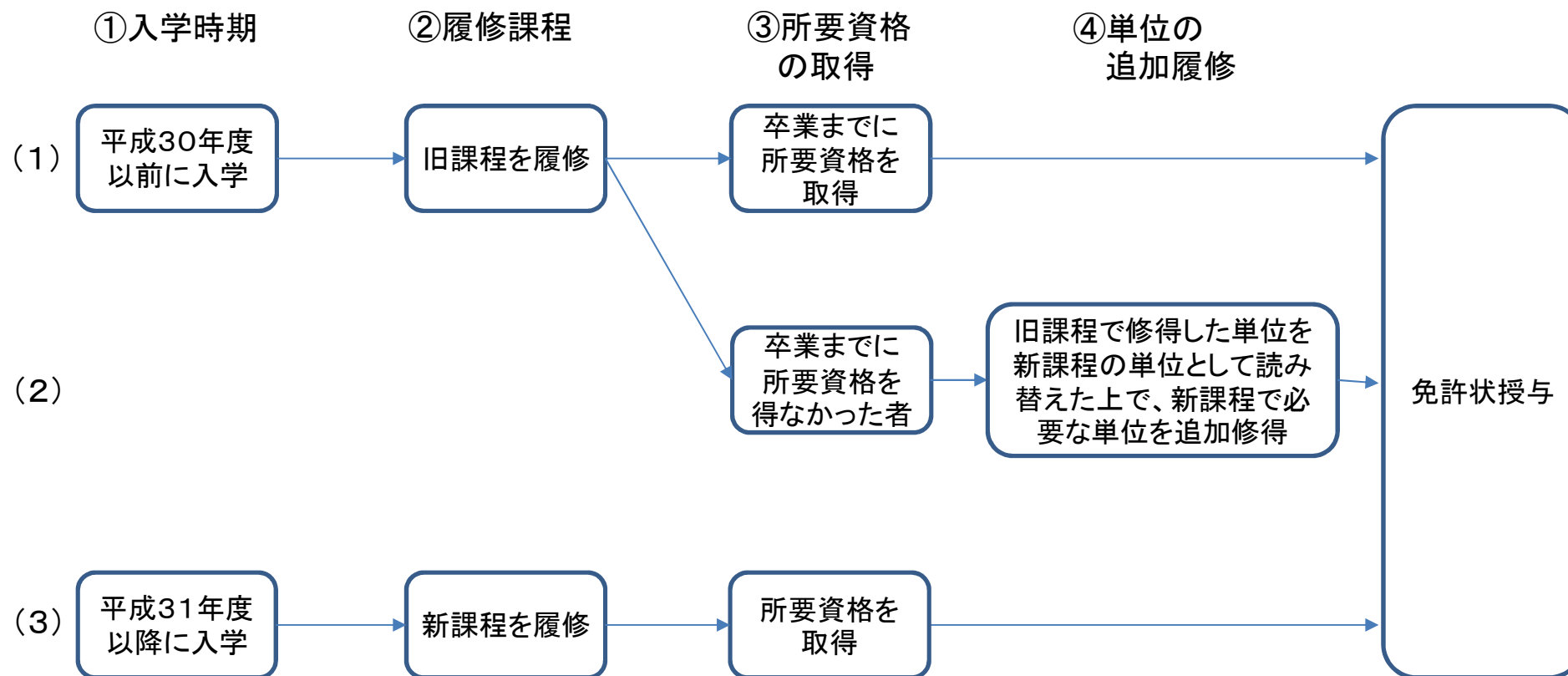
教育公務員特例法等の一部を改正する法律(改正法) 附則

(教育職員免許法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に大学又は第二条の規定による改正前の教育職員免許法(以下「旧免許法」という。)別表第一備考第三号の規定により文部科学大臣の指定を受けている教員養成機関、旧免許法第五条第一項の規定により文部科学大臣の指定を受けている養護教諭養成機関若しくは旧免許法別表第二の二備考第二号の規定により文部科学大臣の指定を受けている教員養成機関に在学している者についての免許状の授与の所要資格については、第三号施行日以後においても当該者がこれらを卒業するまでは、新免許法別表第一、別表第二及び別表第二の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第六条 第三号施行日前に大学又は旧免許法別表第一備考第三号の規定により文部科学大臣が指定した教員養成機関、旧免許法第五条第一項の規定により文部科学大臣が指定した養護教諭養成機関若しくは旧免許法別表第二の二備考第二号の規定により文部科学大臣が指定した教員養成機関に在学した者で、これらを卒業するまでに旧免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二に規定するそれぞれの普通免許状に係る所要資格を得たもの(前条の規定によりなお従前の例によることとされる免許状の授与の所要資格を得た者を含む。)は、新免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二に規定する当該普通免許状に係る所要資格を得たものとみなす。

新法と旧法の適用②



新法と旧法の適用③

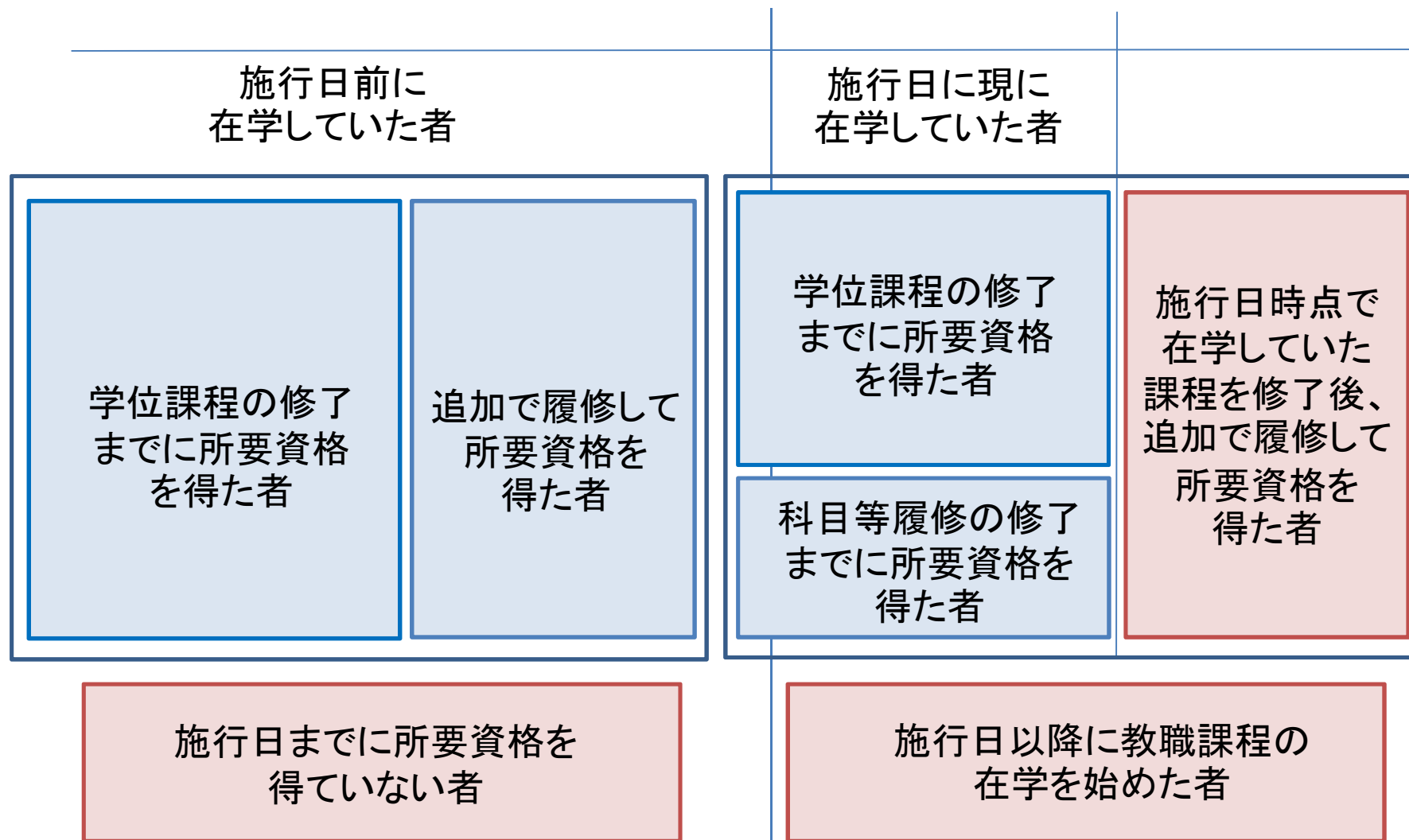
- 平成31年4月1日までに教職課程を有する大学の学科等の学位課程又は科目等履修生としての身分を有し、平成31年4月1日以降も引き続き当該課程等の教職課程の科目を履修する者は、改正法附則第5条の施行の際現に大学に在学している者に該当する。
- 上記の者が、施行の際現に在籍している学位課程又は科目等履修生の学修を修了するまでに所要資格を得た場合には、改正法附則第5条の卒業までに所要資格を得た者に該当する。
- 免許状の授与の所要資格を得ないまま、在学している学位課程又は科目等履修生の学修を修了し又は退学等した者は、改正法附則第5条の卒業までに所要資格を得た者に該当しない。
(在学している課程等を修了、退学等した後に、間をおかずに別の課程に在学したか否かには関わらない。)
- 施行日の前に教職課程を有する大学の学科等の学位課程又は科目等履修生の身分を有し、その修了までに所要資格を得た者は、改正法附則第6条の大学に在学し、卒業までに所要資格を得た者に該当する。

新法と旧法の適用

※この図はイメージを示したものであり、経過措置の取扱いは、法令及び質問回答集を参照。

施行日
平成31年
4月1日

施行日時点で
在学していた
課程の修了



新課程と旧課程の科目の取扱い①

教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令の公布について(通知)(29文科初第1113号 平成29年11月17日 文部科学省初等中等教育局長通知)

- 旧課程において修得した教科に関する科目、養護に関する科目又は栄養に係る教育に関する科目の単位のうち、新課程を有する大学が適当であると認めるものは新課程において修得した領域に関する専門的事項、教科に関する専門的事項、養護に関する科目又は栄養に係る教育に関する科目の単位とみなすことができること。(附則第2項)
- 教職に関する科目 旧課程において修得した教職に関する科目又は教職に関する科目に準ずる科目の単位のうち、附則第3項の表に基づき新課程を有する大学が適当であると認めるものは新課程において修得した科目の単位とみなすことができること。(附則第3項)
- 旧課程において修得した教科又は教職に関する科目、養護又は教職に関する科目、栄養に係る教育又は教職に関する科目の単位のうち、新課程を有する大学が適当であると認めるものは新課程において修得した大学が独自に設定する科目の単位とみなすことができること。(附則第4項)

新課程と旧課程の科目の取扱い②

- 旧課程において修得した科目の単位をそれぞれ相当する新課程の科目の単位としてみなすことができる。
(新課程において修得した科目の単位を旧課程の科目の単位としてみなすことはできない。)
- 旧課程において修得した科目の単位をそれぞれ相当する新課程の科目の単位としてみなすことができるのは、新課程を有する大学である。
(新課程を有しない大学は、新課程の科目の単位とみなすことができない。)
- 改正により最低修得単位数が定められた各教科の指導法については、新法により所要資格を得る場合には、所定の単位数の修得が必要となる。
- 改正により名称の一部に変更が生じた事項やカッコ書きが新たに追加された事項については、旧課程における当該事項を含めた科目の単位の修得をもって、新課程における当該事項を含む科目の単位を修得したものとみなすことができる。
- 改正により追加された事項である「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」「総合的な学習の時間の指導法」については、新法により所要資格を得る場合には、これらの事項を含む旧課程の科目の読替えを行うか、これらの事項を含む科目の追加履修が必要となる。

認定講習等に関する取扱い

- 平成31年4月1日以降に別表第3～第8により免許状の授与申請を行う場合においては、改正法附則第5条及び第6条の適用がないため、新法により所要資格を満たす必要がある。
- 免許法認定講習、免許法認定公開講座の開設者等は、改正規則附則第5項に基づいて、これらの講習・講座等で修得した旧法下の単位を新法下の単位として読み替えることができる。
※経過措置としての性格に鑑み、この科目の読替えは、できる限り弾力的に行っていただきたい。
- 別表第3～第8により所要資格を得る場合には、「総合的な学習の時間の指導法」及び「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」については、必ず含む必要はない。

領域に関する専門的事項の履修

教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令の公布について(通知)(29文科初第1113号 平成29年11月17日 文部科学省初等中等教育局長通知)

○平成31年4月1日より前に幼稚園教諭の課程として認定された課程については、平成34年度までに入学し引き続き在学する学生に対して、小学校の教科に関する専門的事項の単位を修得させることにより、領域に関する専門的事項の単位を修得させたものとみなすことができること。(附則第7項)

- 附則第7項の経過措置の対象となる者は、平成34年度までに入学し、引き続き在学する学生である。
(卒業までに所要資格を得たか否かには関係しない。)
- 領域及び保育内容の指導法に関する科目の単位の修得に関しては、
 - ・ 附則第7項により履修した小学校の教科に関する専門的事項、又は
 - ・ 附則第2項により領域に関する専門的事項に読み替えた小学校の教科に関する科目の単位を領域に関する専門的事項の単位と合算することができる。
(これに対し、科目の開設に関しては、領域に関する専門的事項又は小学校の教科に関する専門的事項のいずれか一方で課程認定基準を満たす必要がある。)

参考資料

教職課程コアカリキュラム＜概要＞

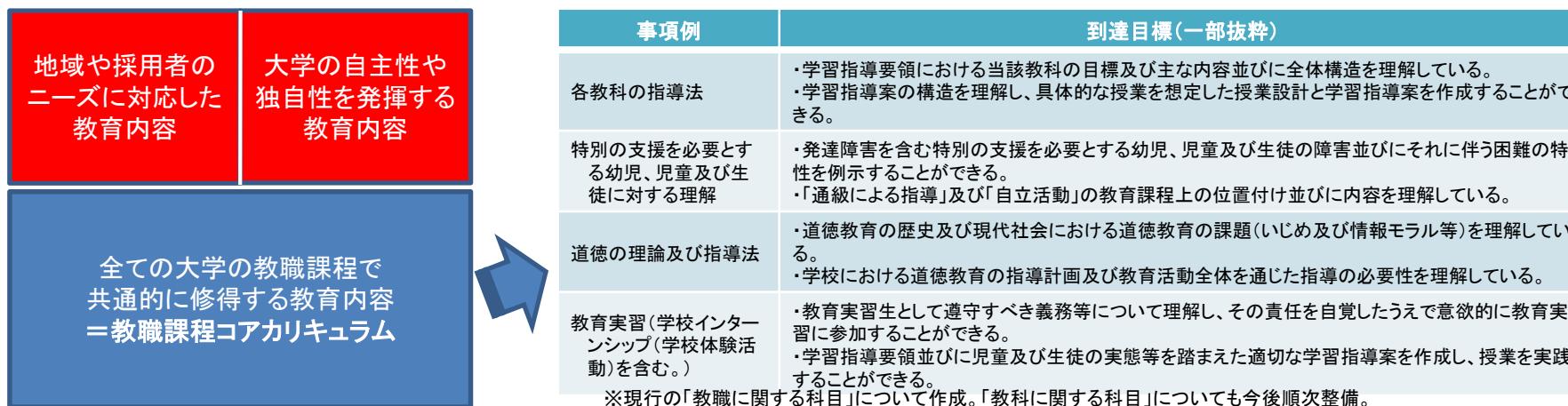
作成の背景・目的

- 大学における教員養成の下、学芸的側面が過度に強調されたり、担当教員の関心に基づいた授業が展開
- 学校現場の課題が複雑・多様化する中、教員養成課程において、実践的指導力や課題への対応力の修得が不可欠

○すべての大学の教職課程で共通的に修得すべき資質能力を明確化することで教員養成の全国的な水準を確保

教職課程における位置づけ

各大学においては、コアカリキュラム・地域のニーズ・大学の独自性等を踏まえて、体系的な教職課程を編成



活用方法

教員を養成する大学、教員を採用・研修する教育委員会等、教育制度を所管する文部科学省等の各関係者が認識を共有して取組を推進

【大学関係者】

- ・コアカリキュラムの内容を踏まえて教職課程を編成
- ・シラバスを作成する際や授業等を実施する際に、学生がコアカリキュラムの内容を修得できるよう授業を設計・実施

【採用者（教育委員会関係者、 学校法人関係者）】

- ・コアカリキュラムの内容を踏まえた教員採用選考を実施

【国（文部科学省）】

- ・教職課程の審査・認定及び実地視察においてコアカリキュラムを活用

教職課程コアカリキュラム作成の背景と考え方①

(1) 作成の背景

- 教職課程は、学芸と実践性の両面を兼ね備えていることが必要とされ、教員養成は常にこの二つの側面を融合することで高い水準の教員を養成することが求められてきた。
- しかし、この要請に応えることは簡単ではなく、従来、大学では学芸的側面が強調される傾向があり、そのことは、課題が複雑・多様化する教育現場から批判を受けてきた。一方、近時においては、教職課程のあり方、内容、方法について、大学側において反省的検討が進められる動向がある。
- こうした状況において、教職課程の質的水準に寄与するコアカリキュラム作成の必要性については、幾度となく提言や試案がなされており、平成27年の中央教育審議会答申を契機に「教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会」が開催。

(2) 教職課程コアカリキュラム作成の目的

- 教職課程コアカリキュラムは、教育職員免許法及び同施行規則に基づき全国すべての大学の教職課程で共通的に修得すべき資質能力を示すもの。
- 各大学においては、教職課程コアカリキュラムの内容を学生に修得させたうえで、地域や学校現場のニーズ、大学の自主性や独自性を踏まえた教育内容を修得させるもの。

(3) 教職課程コアカリキュラムの作成方針・留意点

- 今回は、学校種や職種の共通性の高い、現行の「教職に関する科目」について作成することとし、現行の「教科に関する科目」についても、今後順次コアカリキュラムを整備。
- 教職課程の各事項について、当該事項を履修することによって学生が修得する資質能力を「全体目標」、全体目標を内容のまとめり毎に分化させた「一般目標」、学生が一般目標に到達するために達成すべき個々の規準を「到達目標」として表す。
- 目標は教職課程における教育内容について規定したものであって、目標の数が大学における授業科目の単位数や授業回数等を縛るものではないこと。

教職課程コアカリキュラム作成の背景と考え方②

(3) 教職課程コアカリキュラムの作成方針・留意点(つづき)

- 今後も必要に応じて教職課程コアカリキュラムの改訂を行っていく。
- 使命感や責任感、教育的愛情、総合的人間力、コミュニケーション能力等、教育職員免許法施行規則に規定する各事項に納まらない総合的な資質能力について、大学や教育委員会や学校法人等の関係者は、養成・採用・研修の各段階を通じて常に向上を図ること。

(4) 教職課程コアカリキュラムの活用について

(大学関係者)

- 教職課程を編成する際に、教職課程コアカリキュラムの内容等を踏まえるとともに、大学や担当教員による創意工夫を加え、体系性をもった教職課程になるよう留意すること。
- 教職課程の担当教員がシラバスを作成する際や授業等を実施する際に、学生が教職課程コアカリキュラムの内容を修得できるよう授業を設計・実施し、大学として責任をもって単位認定を行うこと。
- 教職課程を履修する学生に対して、早い段階から教員としての適性を見極める機会を提供したり、卒業時まで修得すべき資質能力について見通しをもって学べるよう指導を行うこと。

(採用者(教育委員会関係者、学校法人関係者))

- 教職課程コアカリキュラムの内容を踏まえた教員採用選考の実施や「校長及び教員としての資質能力の向上に関する指標」の検討を行うこと。

(国(文部科学省))

- 教職課程コアカリキュラムの内容や活用方法を広く周知すること。
- 教職課程の審査・認定及び実地視察において、教職課程コアカリキュラムを活用すること。

外国語(英語)コアカリキュラムについて

現状・課題

- 外国語活動は教科ではないため、小学校教諭の免許状を取得するに当たって、英語の指導法を学ぶことは必修となっていない。
- 小学校高学年の英語を教科化するに当たり、**より専門性の高い教科指導を行う指導者の養成が必要。**
- 中学校では、**基礎的な言語活動に対応できる指導力や英語力をもった教員の養成が課題。**
- 中・高等学校ともに、**生徒のコミュニケーション能力を育成するために必要な指導力向上のための改善を図るべき。**

学習指導要領改訂

免許法施行規則改正

外国語(英語)コアカリキュラム策定

課程認定の際の審査、各大学による教職課程の改善・充実の取組に活用

これまでの経緯

平成26年9月	英語教育の在り方に関する有識者会議「今後の英語教育の改善・充実方策について(報告)」(平成26年9月26日) 新学習指導要領に対応した教職課程の在り方について調査・研究を行い、各大学等におけるカリキュラムの見直しに活用することについて、中央教育審議会における教員養成見直しの審議全体の中で検討を行う旨、提言。
平成27年4月 (～平成29年3月)	文部科学省委託事業「英語教員の英語力・指導力強化のための調査研究」 上記提言を踏まえ、平成27年度より2年間にわたり調査研究を実施(受託先:東京学芸大学)。
平成27年12月	中央教育審議会「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について(答申)」(平成27年12月21日) 大学、教育委員会等が参画して養成・研修に必要なコアカリキュラム開発を行い、課程認定の際の審査や各大学による教職課程の改善・充実の取組に活用できるようにする旨、提言。
平成28年12月	中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領の改善及び必要な方策等について(答申)」(平成28年12月21日) 小・中・高等学校のコアカリキュラム開発・普及を行い、課程認定や各大学による教職課程の改善・充実の取組に活用できるようにする必要がある旨、提言。
平成29年3月	文部科学省委託事業「英語教員の英語力・指導力強化のための調査研究」報告書の公表
平成29年5月 ～6月	外国語(英語)コアカリキュラム(案)に係るパブリックコメントの実施
平成29年7月	パブリックコメントの結果も踏まえ策定。来年度の再課程認定の審査で活用。

小学校教員養成課程
外国語（英語）コア・カリキュラム 構造図

- ・ 授業設計と指導技術の基本を身に付ける。
- ・ 小学校において外国語活動・外国語の授業ができる国際的な基準であるCEFR B1レベルの英語力を身に付ける。

外国語・外国語活動において育成を目指す資質・能力

（「小学校学習指導要領（案）パブリックコメント版」「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）別添資料」より作成）

知識・技能

- ・ 外国語の特徴やきまりに関する理解
- ・ 言語の働きに関する理解
- ・ 外国語の音声や文字、語彙、表現、文構造などを、「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」による実際のコミュニケーションにおいて活用できる技能など

思考力・判断力・表現力等

◆情報を整理しながら考えなどを形成し、外国語で表現したり、伝え合ったりすることに関する指導

- ・ 自分のことや身近で簡単な事柄について、簡単な語句や基本的な表現を使って、相手に配慮しながら、伝え合うこと。
- ・ 身近で簡単な事柄について、自分の考えや気持ちなどが伝わるよう、工夫して質問をしたり質問に答えたりすること。
- ・ 身近で簡単な事柄について、伝えようとする内容を整理した上で、簡単な語句や基本的な表現を用いて、自分の考えや気持ちなどを伝え合うこと。
- ・ 身近で簡単な事柄について、音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語句や基本的な表現を推測しながら読んだり、語順を意識しながら書いたりすること。

学びに向かう力・人間性等

- ・ 外国語を通じて、言語やその背景にある文化を理解しようとする態度
- ・ 主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度
- ・ 他者に配慮しながら、外国語で聞いたり読んだりしたことを活用して、自分の考えや気持ちなどを外国語で話したり書いたりして表現しようとする態度

外国語の指導法 【2単位程度を想定】

授業実践に必要な知識・理解

小学校外国語教育についての基本的な知識・理解

- 学習指導要領
- 主教材
- 小・中・高等学校の連携と小学校の役割
- 児童や学校の多様性への対応

子どもの第二言語習得についての知識とその活用

- 言語使用を通じた言語習得
- 音声によるインプットの内容を類推し、理解するプロセス
- 児童の発達段階の特徴を踏まえた音声によるインプットの在り方
- コミュニケーションの目的や場面、状況に応じて他者に配慮しながら、伝え合うこと
- 受信から発信、音声から文字へと進むプロセス
- 国語教育との連携等によることばの面白さや豊かさへの気づき

授業実践

指導技術

- 英語での語りかけ方
- 児童の発話の引き出し方、児童とのやり取りの進め方
- 文字言語との出合わせ方、読む活動・書く活動への導き方

授業づくり

- 題材の選定、教材研究
- 学習到達目標、指導計画（1時間の授業づくり、年間指導計画・単元計画・学習指導案等）
- ALT等とのチーム・ティーチングによる指導の在り方
- ICT等の活用の仕方
- 学習状況の評価（パフォーマンス評価や学習到達目標の活用を含む）

授業観察や体験

授業担当教員による実演を児童の立場で体験

授業映像の視聴や授業の参観

模擬授業

計画

準備

実施

振り返り

改善

外国語に関する専門的事項 【1単位程度を想定】

授業実践に必要な英語力と知識

授業実践に必要な英語力

- 聞くこと
- 話すこと（やり取り・発表）
- 読むこと
- 書くこと

英語に関する背景的な知識

- 英語に関する基本的な知識（音声・語彙・文構造・文法・正書法等）
- 第二言語習得に関する基本的な知識
- 児童文学（絵本、子ども向けの歌や詩等）
- 異文化理解

※ 「外国語の指導法」及び「外国語に関する専門的事項」については、両者を統合する科目を設定することも可能である。

※ 図中の学習項目は、それぞれを1回の授業で扱うことを意味しているのではなく、必ず扱うべき内容であることを示している。

中・高等学校教員養成課程
外国語（英語）コア・カリキュラム 構造図

- ・「聞くこと」「読むこと」「話すこと（やり取り・発表）」「書くこと」の5つの領域にわたる生徒の総合的なコミュニケーション能力を育成するための授業の組み立て方及び指導・評価の基礎を身に付ける。
- ・生徒の理解の程度に応じて英語で授業ができる指導力を身に付ける。
- ・国際的な基準であるCEFR B2レベルの英語力を身に付ける。

外国語において育成を目指す資質・能力

（「中学校学習指導要領（案）パブリックコメント版」「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）別添資料」より作成）

知識・技能

- ・外国語の特徴やきまりに関する理解
- ・言語の働きに関する理解
- ・外国語の音声や語彙、表現、文法などを、「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」による実際のコミュニケーションにおいて活用できる技能など

思考力・判断力・表現力等

- ◆ 外国語で表現したり、伝え合ったりすること
 - ・コミュニケーションを行う目的、場面、状況などに応じて、幅広い話題について、外国語を聞いたり読んだりして情報や考えなどを的確に理解するコミュニケーション力
 - ・コミュニケーションを行う目的、場面、状況などに応じて、幅広い話題について、外国語を話したり書いたりして情報や考えなどを適切に表現するコミュニケーション力
 - ・外国語で聞いたり読んだりしたことを活用して、外国語で話したり書いたりして情報や考えなどの概要・詳細・意図を伝え合うコミュニケーション力
- ◆ 情報を整理しながら考えなどを形成すること
 - ・目的などに応じて、外国語の情報を選択したり抽出したりする力
 - ・知識や得た情報を活用して、自分の意見や考えを外国語で形成・整理・再構築する力
 - ・形成・整理・再構築した自分の意見や考えを、実際に外国語で表現する力など

学びに向かう力・人間性等

- ・外国語の背景にある文化を理解しようとする態度
- ・主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度
- ・他者を尊重し、聞き手・読み手・話し手・書き手に配慮しながら、外国語で聞いたり読んだりしたことを活用して、情報や考えなどを外国語で話したり書いたりして表現しようとする態度
- ・外国語を通して積極的に人や社会と関わり、自己を表現するとともに他者を理解するなど互いの存在について理解を深め、尊重しようとする態度など

英語科の指導法 【8単位程度を想定】

カリキュラム / シラバス

学習指導要領

教科用図書

目標設定・指導計画

小・中・高等学校の連携

生徒の資質・能力を高める指導

聞くことの指導

読むことの指導

領域統合型の
言語活動の指導

話すこと（やり取り・
発表）の指導

書くことの指導

音声指導

語彙・表現指導

文法指導

文字指導

異文化理解の指導

教材研究・ICT等の
活用

英語での
インタラク
ション

ALT等との
ティーム・
ティーチング

生徒の特性
や習熟度
に応じた指導

授業づくり

学習到達目標に基づく授業の組み立て

学習指導案の作成

学習評価

観点別学習状況の評価・評価基準の設定・評定への総括

言語能力の測定と評価（パフォーマンス評価等を含む）

第二言語習得

第二言語習得に関する知識とその活用

授業観察

授業映像の
視聴や
授業の参観

授業体験

授業担当教
員による実
演を生徒の
立場で体験

模擬授業

計画

準備

実施

振り返り

改善

英語科に関する専門的事項【20単位程度を想定】

英語コミュニケーション

聞くこと

読むこと

領域統合型の言語活動

話すこと
（やり取り・発表）

書くこと

英語学

英語の音声の仕組み

英文法

英語の歴史的変遷、国際共通語としての英語

英語文学

文学作品における英語表現

文学作品から見る多様な文化

英語で書かれた代表的な文学

異文化理解

異文化コミュニケーション

異文化交流

英語が使われている国・地域の
歴史・社会・文化

※「英語科の指導法」及び「英語科に関する専門的事項」については、両者を統合する科目を設定することも可能である。

※ 図中の学習項目は、それぞれを1回の授業で扱うことを意味しているのではなく、必ず扱うべき内容であることを示している。

幼稚園教諭の養成課程のモデルカリキュラムについて

幼稚園教諭の養成課程については、教職課程コアカリキュラムで示されるものの他、各大学が教育課程を編成し、シラバス等を作成するに当たり参考となるようなモデルカリキュラムを、一般社団法人保育教諭養成課程研究会に委託し平成28年度に開発。

教職課程コアカリキュラム：全ての大学の教職課程で共通的に修得する教育内容

モデルカリキュラム：各大学が教職課程を編成するに当たり、必要に応じて参照できるよう教育内容のモデルを例示したもの

《①～③》幼稚園教職課程の見直しのイメージのうち、モデルカリキュラムを作成した事項

各科目に含めることが必要な事項		専修	一種	二種
領域及び保育内容の指導法に関する科目	イ 領域に関する専門的事項 ① ロ 保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。） ②	16	16	12
教育の基礎的理解に関する科目	イ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ロ 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む。） ハ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） ニ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ホ 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解（1単位以上修得） ヘ 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	10	10	6
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	イ 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） ロ 幼児理解の理論及び方法 ③ ハ 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	4	4	4
教育実践に関する科目	イ 教育実習（学校インターンシップ（学校体験活動）を2単位まで含むことができる。）（5単位） ロ 教職実践演習（2単位）	7	7	7
大学が独自に設定する科目		38	14	2
■の事項は備考において単位数を設定		75	51	31

「教職課程コアカリキュラム」を定める範囲

① 領域に関する専門的事項

教職課程コアカリキュラムに相当するモデルを作成し、留意事項や考えられる授業モデルとともに例示

② 保育内容の指導法

教職課程コアカリキュラムの趣旨を踏まえて、領域ごとの目標を示すとともに、独自の科目や留意事項、考えられる授業をモデルとして例示

③ 幼児理解の理論及び方法

教職課程コアカリキュラムの趣旨を踏まえて、留意事項や考えられる授業をモデルとして例示

《①「領域に関する専門的事項」のモデルカリキュラム例（抜粋）》

【1】幼児と健康（1単位）

全体目標：当該科目では、領域「健康」の指導に関する、幼児の心身の発達、基本的な生活習慣、安全な生活、運動発達などの専門的事項についての知識を身に付ける。

（1）幼児の健康

一般目標：幼児期の健康課題と健康の発達の意味を理解する

到達目標：1）乳幼児期の心と体、運動発達などの健康課題を説明できる。

〔留意事項〕

1）幼児期の運動発達における大人との相違について映像資料や事例等を活用し、幼児期において多様な動きを獲得していくことの意義と重要性を理解できるようにする。

〔考えられる授業モデル〕

1）講義の初めの段階で、健康に関する現代的課題が身近でかつ広範囲にわたっていることを理解するため、最近の子供たちの生活や体力などの資料を提示し、子供の健康に関する課題を考える機会を設ける。



文部科学省

モデルカリキュラム本体は、文部科学省ホームページを御参照ください。

検索ワード：平成28年度幼稚園教諭の養成課程のモデルカリキュラムの開発に向けた調査研究
文部科学省ホームページリンク：http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1385446.htm

5年後見直しに係る検討について

子ども・子育て支援法附則等の見直し規定

子ども・子育て支援法附則第2条第4項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律附則第2条第2項において、法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとしてされている。

検討の進め方

○その上で、検討すべき事項として考えられるものは、以下のとおり。

(1) 法律上経過措置の期限が到来するものなど、見直しの検討を行わなければならない事項

ア 新制度施行後、5年間で経過措置の期限が到来する項目

イ 地方からの提案等に関する対応方針に関する項目

(2) 新制度の運営等に関連し、検討が必要な事項

ア 新しい経済政策パッケージ等閣議決定されている主な事項

イ 制度の施行状況を勘案し、今後検討が必要と考えられる事項 など

○(1)及び(2)を検討した上で、直ちに検討に着手する事項と今後検討すべき事項の精査

参 考

○子ども・子育て支援法(平24法65)

附 則

(検討等)

第二条 1～3 (略)

4 政府は、前三項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)

附 則(平成二四年八月二二日法律第六六号)

(検討)

第二条 1(略)

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下「新認定こども園法」という。)の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(1)ア 新制度施行後、5年間で経過措置の期限が到来する項目

項目	根拠法令等
① 幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格特例【4】	・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律附則第5条
② 幼保連携型認定こども園における保育教諭の幼稚園免許状及び保育士資格取得の特例【5】	・教育職員免許法附則第19項 ・児童福祉法施行規則第6条の11の2第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準
③ みなし幼保連携型認定こども園等における職員配置に関する経過措置【8】	・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準附則第2条 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準附則第2項
④ 幼保連携型認定こども園における保健師、看護師、准看護師のみなし保育教諭の特例【9】	・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて(平成26年11月28日付府政共生第1104号・26文科初第891号・雇児発1128第2号)
⑤ 新制度施行時点で市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を設定していた私立幼稚園、認定こども園の利用料に係る経過措置【10】	・子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布について(平成27年3月31日付府政共生第347号・26文科初第1462号・雇児発0331第19号)

①及び②は法律の改正が必要な項目 ③～⑤は政省令等の改正が必要な項目

【 】内の数字は、本資料のページ番号に対応

子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係るスケジュール(案)

7月30日 子ども・子育て会議(第36回)

秋 頃 子ども・子育て会議
・見直し検討項目について議論

秋頃～年内・年明け頃
子ども・子育て会議
・見直しの方向性について
※検討の進捗に応じ適宜開催

※教育職員免許法の改正を行う場合は、中央教育審議会教員養成部会にお
いての議論が必要

※今後の議論の進捗等により会議の開催時期等は適宜見直す可能性

免許状更新講習の開設についてお願い

平成21年度から開始された教員免許更新制においては、その時々で教員として必要な資質能力が保持されるよう、大学等で開講される30時間の免許状更新講習を受講することにより、最新の知識技能を身に付けることとされています。

免許状更新講習については、これまでも大学、教育委員会等の開設者に対し積極的な開設をお願いし、多くの機関に御協力いただいているところです。

しかしながら、現在、子ども・子育て支援新制度に伴い、幼保連携型認定こども園の保育教諭や幼保連携型認定こども園への移行可能性を踏まえた認可保育所の保育士の受講ニーズが増大しており、また、今年度には旧免許状所持者の受講対象年齢が広まるとともに、新免許状所持者の受講期間が本格的に始まることから、大幅な受講者数の増加が見込まれている（多いところで昨年度の2倍以上）ため、全般的に講習数が不足することが予測されます。

こうした状況に鑑み、今後も積極的な講習開設の御検討をお願いします。特に、幼稚園の教諭や保育教諭向けに内容を特化した講習（選択必修領域及び選択領域それぞれ）が不足していますので、開設を御検討願います（検討に際しては、適切な規模の開設に資するため、教育委員会等との連携・情報交換を行うことも考えられます）。

また、文部科学省では、全国各地域において免許状更新講習が十分に開設されるよう、講習開設者に対して、一定の要件（当該地域において開設数が少ない選択領域講習の開設（幼稚園教諭向けの講習等）等を満たした場合に「教員講習開設事業費等補助金」により、講習の開設・開発に係る経費の一部を補助しています。当該補助金の申請にあたっては、下記ホームページを御確認の上、文部科学省に御相談ください。

平成30年度教員講習開設事業費等補助金について
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/008/hojo/1280785.htm

問い合わせ先 教職員課教員免許企画室更新係

TEL : 03-5253-4111（内線3572, 3573）

E-mail : menkyo@mext.go.jp

○免許状更新講習の受講対象者数イメージ

